

○術科訓練等に関する規程

平成13年12月27日
大分県警察本部訓令甲第20号

警察本部
警察学校
警察署

(概要)

大分県警察における術科に関し必要な事項を定め、もって警察職務執行の基盤となる大分県警察職員の術料技能の向上及び心身の錬磨を図ることを目的としており、「術科訓練責任者」、「術科指導者の指定等」、「術科指導者講習」、「巡回指導」等について規定している。